

令和 5 年度

中津市決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書

中津市監査委員

中 監 第 274 号
令和 6 年 8 月 7 日

中津市長 奥 塚 正 典 殿

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

令和 5 年度中津市決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和 5 年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1. 審 査 の 対 象	4
第 2. 審 査 の 期 間	4
第 3. 審 査 の 方 法	4
第 4. 審 査 の 結 果	4
1. 算 定 対 象 会 計	5
2. 健 全 化 判 断 比 率	6
(1) 実 質 赤 字 比 率	6
(2) 連 結 実 質 赤 字 比 率	8
(3) 実 質 公 債 費 比 率	10
(4) 将 来 負 担 比 率	12
3. 資 金 不 足 比 率	14
(1) 法 適 用 企 業	15
(2) 法 非 適 用 企 業	15

凡 例

1. 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
2. 比率(%)は、原則として表示単位未満を四捨五入した。
3. 「ポイント」とは、パーセント間の単純差引数値である。
4. 増減率とは、本年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
5. 符号の用法は次のとおりである。
 - (0、－) ……該当数値のないもの又は算出不能のもの
 - (△) ……負数又は減数
 - (大幅増) ……計数が1,000%以上増加したもの
 - (大幅減) ……計数が1,000%以上減少したもの
 - (皆 増) ……前年度に該当数値がなく、当年度に全額増加したもの
 - (皆 減) ……前年度に該当数値があり、当年度に該当数値がないもの

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

令和5年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月18日から令和6年8月7日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、監査基準に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、いずれも健全性を確保していると認めた。

1. 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲

区 分			会 計 名 等	各指標の対象範囲				
一般会計等	一般会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	特別会計	ケーブルネットワーク事業特別会計						
公 営 事 業 会 計	特別会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)						
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)						
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)						
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)						
		後期高齢者医療特別会計						
	公営企業会計	法適用	水道事業会計					
			病院事業会計					
			診療所事業会計(小児救急センター)					
			下水道事業会計(公共下水道事業)					
			下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)					
			下水道事業会計(農業集落排水事業)					
			下水道事業会計(小規模集合排水事業)					
		法非適用	サイクリングターミナル事業特別会計					
一部事務組合・広域連合		大分県交通災害共済組合 大分県市町村会館管理組合 大分県後期高齢者医療広域連合						
地方公社第三セクター等		中津市土地開発公社						

・資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。

・法適用とは、地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは、法適用以外の公営企業をいう。

2. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減	早期健全化基準
1. 実 質 赤 字 比 率	－ (△7.37)	－ (△5.36)	－ (2.01)	12.15
2. 連結実質赤字比率	－ (△30.44)	－ (△26.26)	－ (4.18)	17.15
3. 実 質 公 債 費 比 率	5.6	5.5	△0.1	25.0
4. 将 来 負 担 比 率	33.2	33.2	0.0	350.0

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でないため「－」で表示した。
各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考値として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は 5.5％で、前年度に比べ 0.1 ポイント改善し、早期健全化基準(25.0％)を下回っている。

将来負担比率は前年度と同じく 33.2％で、早期健全化基準(350.0％)を下回っている。

(1)実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計等」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \triangle 1,288,146 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 23,995,071 \text{ 千円}} \times 100 \\ &\div \triangle 5.36 \quad (\text{参考比率}) \end{aligned}$$

[実質赤字比率]

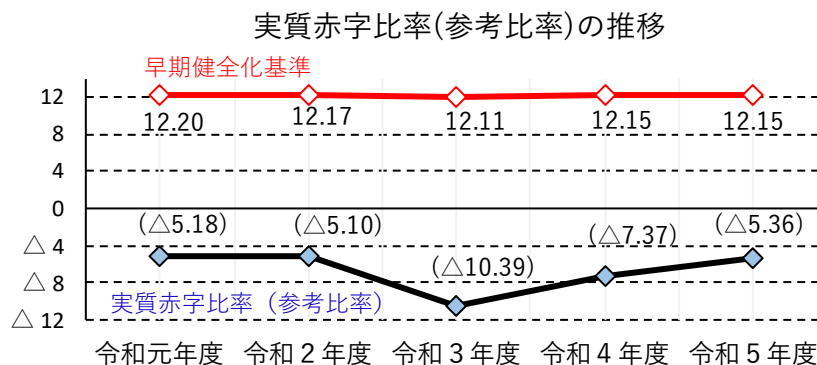
(単位：％、ポイント)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率 (参考比率)	－ (△7.37)	－ (△5.36)	－ (2.01)	12.15

実質収支額は 1,288,146 千円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ△5.36％となり、前年度に比べ 2.01 ポイント悪化している。これは、分母である標準財政規模の減少率に対し、分子の実質収支額の減少率の方が大きいことによるものである。

実質赤字比率の5か年の推移は、次のとおりである。



参考比率において、分子の「一般会計等の実質赤字額」に該当する「一般会計等の実質収支額」の状況は、次表のとおりである。

[実質収支額]

(単位：千円、%)

区 分			令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
一 般 会 計 等	一般会計		1,728,136	1,283,670	△444,466	△25.7
	特別 会 計	ケーブルネットワーク事業特別会計	43,098	4,476	△38,622	△89.6
合 計			1,771,234	1,288,146	△483,088	△27.3

実質収支額の2会計の合計は1,288,146千円で、前年度に比べ483,088千円(27.3%)減少している。これは、一般会計が444,466千円(25.7%)、ケーブルネットワーク事業特別会計が38,622千円(89.6%)それぞれ減少したことによるものである。

一般会計の減は、歳入総額・歳出総額ともに増加しているものの、歳出総額の増加が歳入総額の増加を上回ったことによるものであり、歳入総額の増加については主に、新型コロナウイルス感染症対策関連の交付金等の減による国庫支出金の減や、臨時財政対策債の減等による地方債の減があるものの、法人税や個人住民税等の増による地方税の増や拠点基金の処分に伴う繰入金の増によるものである。

歳出総額の増加については主に、人件費の減やプレミアム商品券発行事業費の減等による補助費の減があるものの、住民税非課税世帯等への給付金の増等による扶助費の増や令和5年7月豪雨災害等による災害復旧費等の増によるものである。

分母の「標準財政規模」の状況は、次表のとおりである。

[標準財政規模]

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
標準税収入額等	13,398,939	13,809,399	410,460	3.1
普通交付税額	10,230,160	10,023,777	△206,383	△2.0
臨時財政対策債	376,527	161,895	△214,632	△57.0
合 計	24,005,626	23,995,071	△10,555	△0.0

標準財政規模は、前年度に比べ10,555千円(0.0%)減少している。これは標準税収入額等が410,460千円(3.1%)増加したものの、普通交付税額が206,383千円(2.0%)、臨時財政対策債が214,632千円(57.0%)それぞれ減少したことによるものである。

(2)連結実質赤字比率

一般会計等及び水道事業会計等の公営企業会計や、全ての特別会計を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額 } \Delta 6,302,757 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 23,995,071 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\div \Delta 26.26 \text{ (参考比率)}$$

[連結実質赤字比率]

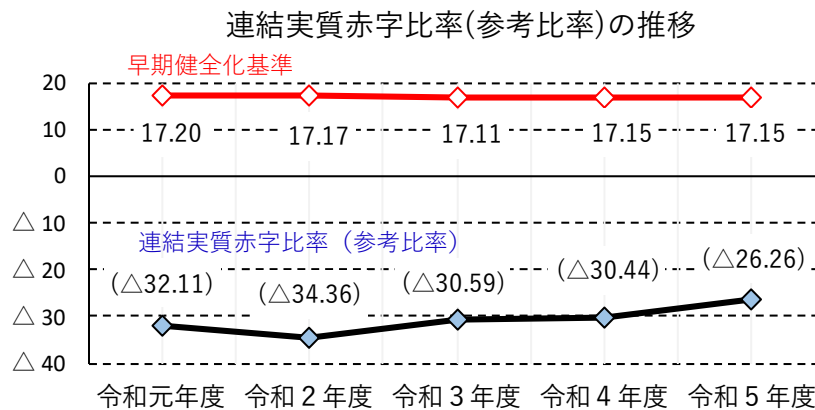
(単位：％、ポイント)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	増減	早期健全化基準
連結実質赤字比率 (参考比率)	— (△30.44)	— (△26.26)	— (4.18)	17.15

実質収支額等は 6,302,757 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は算定されない。

参考としての比率を求めたところ△26.26％となり、前年度に比べ 4.18 ポイント悪化している。これは、分母である標準財政規模の減少率に対し、分子の実質収支額及び資金不足・剰余額の減少率の方が大きいことによるものである。

連結実質赤字比率の参考比率の 5 か年の推移は、次のとおりである。



参考比率として、分子の「全会計の実質赤字額」に該当する「全会計の実質収支額及び資金不足・剰余額」の状況は、次表のとおりである。

[実質収支額及び資金不足・剰余額]

(単位：千円、%)

区 分			令和4年度	令和5年度	増減額	増減率	
実質収支額	一 般 会計等	一般会計	1,728,136	1,283,670	△444,466	△25.7	
		ケーブルネットワーク事業特別会計	43,098	4,476	△38,622	△89.6	
	公 営	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	412,638	52,013	△360,625	△87.4	
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	38	480	442	大幅増	
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	221,524	147,634	△73,890	△33.4	
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	1,399	1,584	185	13.2	
後期高齢者医療特別会計		4,313	5,817	1,504	34.9		
資金不足・剰余額	事 業 会 計	公営企業会計	水道事業会計	1,650,193	1,974,758	324,565	19.7
			病院事業会計	2,525,187	2,049,966	△475,221	△18.8
			診療所事業会計(小児救急センター)	△3,384	△2,762	622	△18.4
			下水道事業会計(公共下水道事業)	658,312	708,405	50,093	7.6
			下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)	59,124	40,990	△18,134	△30.7
			下水道事業会計(農業集落排水事業)	8,350	34,933	26,583	318.4
			下水道事業会計(小規模集合排水事業)	△57	793	850	大幅増
			サイクリングターミナル事業特別会計	0	0	0	－
合 計			7,308,871	6,302,757	△1,006,114	△13.8	

実質収支額及び資金不足・剰余額の合計は、前年度に比べ1,006,114千円(13.8%)減少している。

これは主に、水道事業会計が324,565千円(19.7%)、下水道事業会計(公共下水道事業)が50,093千円(7.6%)それぞれ増加したものの、一般会計が444,466千円(25.7%)、国民健康保険事業特別会計(事業勘定)が360,625千円(87.4%)、病院事業会計が475,221千円(18.8%)それぞれ減少したことによるものである。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率は、算定対象となる会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金
が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、過去3か年分を平均したものである。比率は
次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{(元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ \text{(① 4,542,599 + ② 1,136,749) - (③ 621,878 + ④ 3,878,026)} \\ \text{(標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ \text{⑤ 23,995,071 - ④ 3,878,026} \end{array} \right)}{\text{の過去3か年の平均値}} \times 100 \div 5.86291$$

(単位：千円)

$$= \frac{\text{令和3年度 } 5.20735 + \text{令和4年度 } 5.52218 + \text{令和5年度 } 5.86291}{3} \div \boxed{5.5}$$

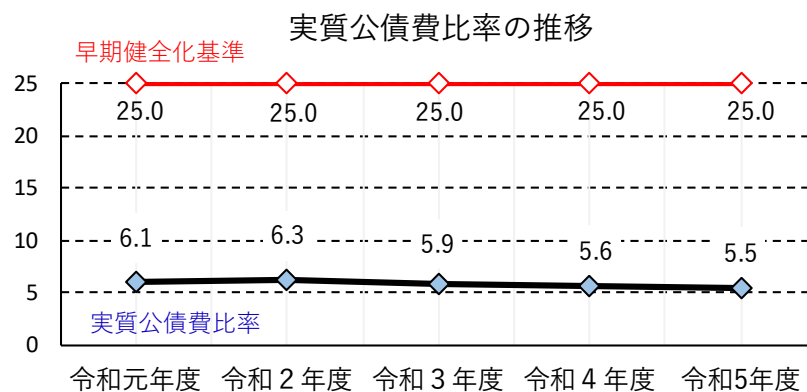
[実質公債費比率]

(単位：％、ポイント)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	増減	早期健全化基準
実質公債費比率	5.6	5.5	△0.1	25.0

本年度の実質公債費比率は5.5%で、0.1ポイント改善し、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

実質公債費比率の5か年の推移は、次のとおりである。



実質公債費比率(単年度)の算定の内訳は、次表のとおりである。

[実質公債費比率（単年度）算定内訳]		(単位：千円、%)		
区 分	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
① 地方債の元利償還金	4,716,521	4,542,599	△173,922	△3.7
② 準元利償還金	1,062,601	1,136,749	74,148	7.0
③ 特定財源	581,378	621,878	40,500	7.0
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,098,432	3,878,026	△220,406	△5.4
⑤ 標準財政規模	24,005,626	23,995,071	△10,555	△0.0
分 子 合 計 (①+②)-(③+④)	1,099,312	1,179,444	80,132	7.3
分 母 合 計 (⑤-④)	19,907,194	20,117,045	209,851	1.1
実質公債費比率（単年度）	5.52218	5.86291	0.34073	-

実質公債費比率は、分子が80,132千円(7.3%)、分母が209,851千円(1.1%)それぞれ増加したことにより、単年度では前年比で0.3ポイント悪化したものの、令和2年度の単年度実質公債費比率が6.14559であったため、3か年平均でみると0.1ポイントの改善となっている。

単年度の前年比で悪化した原因は、分母の増加率よりも分子の増加率の方が大きいことによるものである。

(4)将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

(単位：千円)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} - \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$= \frac{\text{① } 57,352,402 - (\text{② } 11,478,447 + \text{③ } 6,141,864 + \text{④ } 33,049,426)}{\text{⑤ } 23,995,071 - \text{⑥ } 3,878,026} \times 100$$

= 33.2

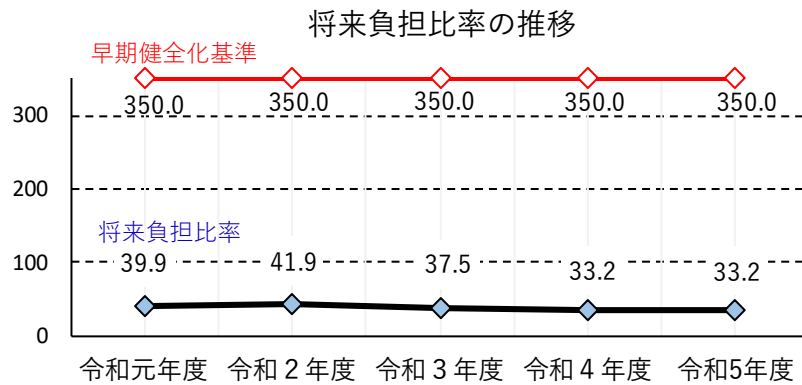
[将来負担比率]

(単位：％、ポイント)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	増減	早期健全化基準
将来負担比率	33.2	33.2	0.0	350.0

将来負担比率は前年度と同じく 33.2%で、早期健全化基準(350.0%)を下回った数値となっている。

将来負担比率の 5 か年の推移は、次のとおりである。



将来負担比率の算定の内訳は、次表のとおりである。

[将来負担比率算定内訳]

(単位：千円、%)

項 目		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
①将来負担額	一般会計等の地方債現在高	38,694,687	37,342,394	△1,352,293	△3.5
	債務負担行為に係る支出予定額	396,182	397,242	1,060	0.3
	公営企業等繰入見込額	13,524,321	14,402,884	878,563	6.5
	組合等負担見込額	0	0	0	-
	退職手当負担見込額	5,022,098	5,012,102	△9,996	△0.2
	設立法人の負債等負担見込額	81,508	197,780	116,272	142.7
	連結実質赤字額	0	0	0	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
	計	57,718,796	57,352,402	△366,394	△0.6
②充当可能基金額		11,174,601	11,478,447	303,846	2.7
③特定財源		5,641,237	6,141,864	500,627	8.9
④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額		34,275,845	33,049,426	△1,226,419	△3.6
⑤標準財政規模		24,005,626	23,995,071	△10,555	△0.0
⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		4,098,432	3,878,026	△220,406	△5.4
分子合計 ①-(②+③+④)		6,627,113	6,682,665	55,552	0.8
分母合計 ⑤-⑥		19,907,194	20,117,045	209,851	1.1

将来負担比率の算定内訳は、分子の控除額である④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額の減等により、分子が 55,552 千円(0.8%)、分母の控除額である⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の減等により、分母が 209,851 千円(1.1%)それぞれ増加している。

3. 資金不足比率

資金不足比率は、水道事業会計などの公営企業会計ごとに算定するものであり、公営企業会計の資金不足額が、料金収入等の事業規模に占める割合を表した指標で、経営状態の深刻度を示すものである。比率は次の算式による。

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{公営企業の事業の規模}} \times 100$$

[資金不足比率（参考比率）]

（単位：％、ポイント）

区 分	令和4年度	令和5年度	増減	経営健全化 基 準
(1) 水 道 事 業 会 計	－ (△126.0)	－ (△151.5)	－ (△25.5)	20.0
(2) 病 院 事 業 会 計	－ (△31.7)	－ (△27.2)	－ (4.5)	
(3) 診 療 所 事 業 会 計 (小児救急センター)	8.1	6.3	△ 1.8	
(4) 下 水 道 事 業 会 計 (公 共 下 水 道 事 業)	－ (△104.2)	－ (△116.3)	－ (△12.1)	
(5) 下 水 道 事 業 会 計 (特定環境保全公共下水道事業)	－ (△120.8)	－ (△82.7)	－ (38.1)	
(6) 下 水 道 事 業 会 計 (農 業 集 落 排 水 事 業)	－ (△14.8)	－ (△56.3)	－ (△41.5)	
(7) 下 水 道 事 業 会 計 (小 規 模 集 合 排 水 事 業)	5.3	－ (△63.3)	－ (△68.6)	
(8) サイクリングターミナル 事 業 特 別 会 計	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	

備考：資金不足比率については、算定した結果が赤字でない箇所は「－」で表示した。
各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

資金不足比率については、診療所事業会計(小児救急センター)は6.3％で1.8ポイント改善され、資金不足が生じているものの、経営健全化基準20.0％は下回った数値となっている。

その他の会計については、資金不足額を生じていないため、資金不足比率は算定されないが、参考としての比率を求めたところ、前年度に比べ改善したものは、水道事業会計が25.5ポイント、下水道事業会計(公共下水道事業)が12.1ポイント、下水道事業会計(農業集落排水事業)が41.5ポイント、下水道事業会計(小規模集合排水事業)が68.6ポイントで、悪化したものは、病院事業会計が4.5ポイント、下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)が38.1ポイントである。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金不足額の状況は、次表のとおりである。

[資金不足比率] (法適用企業)

(単位：千円)

区 分	A 負債等 (注1)	B 算 入 地方債 (注2)	C 資産等 (注3)	D 解消可能 資 金 不 足 額	資 金 不足額 (A+B-C-D)	事業規模
水 道 事 業 会 計	138,217	0	2,112,975	0	△1,974,758	1,302,635
病 院 事 業 会 計	860,528	0	2,910,494	0	△2,049,966	7,518,869
診 療 所 事 業 会 計 (小児救急センター)	11,792	5,591	14,621	0	2,762	43,704
下 水 道 事 業 会 計 (公共下水道事業)	638,676	9,090	1,356,171	0	△708,405	608,843
下 水 道 事 業 会 計 (特定環境保全公共下水道事業)	50,431	0	91,421	0	△40,990	49,520
下 水 道 事 業 会 計 (農業集落排水事業)	38,736	7,466	81,135	0	△34,933	62,005
下 水 道 事 業 会 計 (小規模集合排水事業)	0	0	793	0	△793	1,252

注1: 負債等＝流動負債－(控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等)

注2: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

注3: 資産等＝流動資産－(控除財源＋控除額)

公営企業における法適用企業の資金不足額は、診療所事業会計(小児救急センター)が2,762千円である。

(2) 法非適用企業

法非適用企業の資金不足額の状況は、次表のとおりである。

[資金不足比率] (法非適用企業)

(単位：千円)

区 分	A 歳出額	B 算 入 地方債 (注1)	C 歳入額	D 翌年度へ 繰り越す べき財源	資 金 不足額 (A+B-(C-D))	事業規模
サイクリングターミナル 事 業 特 別 会 計	8,283	0	8,283	0	0	4,272

注1: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

サイクリングターミナル事業特別会計については、資金不足額が生じていない。これは一般会計からの繰入金により収支均衡を図っているためである。